

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人富山大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特設特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増額又は減額することができるとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じることとした。

- ・実施期間 平成24年7月～平成26年3月
- ・措置の内容

報酬月額、地域手当及び広域異動手当について、それぞれの額から100分の9.77を乗じて得た額相当について減額する。

期末特別手当(賞与)について、手当額から100分の9.77を乗じて得た額相当について減額する。

理事

法人の長に同じ

理事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じることとした。

- ・実施期間 平成24年7月～平成26年3月
- ・措置の内容

非常勤役員手当(日額の報酬)について、日額から100分の9.77を乗じて得た額相当について減額する。

監事

法人の長に同じ

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 15,363	千円 10,942	千円 4,092	千円 328 (地域手当)			
A理事	千円 13,021	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (地域手当)			※
B理事	千円 13,156	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (地域手当) 135 (通勤手当)			
C理事	千円 13,021	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (地域手当)			
D理事	千円 13,070	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (地域手当) 49 (通勤手当)			
E理事	千円 13,021	千円 9,274	千円 3,468	千円 278 (地域手当)			
F理事	千円 11,241	千円 8,006	千円 2,994	千円 240 (地域手当)			◇
A監事	千円 11,737	千円 8,582	千円 3,131	千円 24 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,720	千円 1,720	千円 0	千円 0 ( )			※

注1:「地域手当」とは、地域における物価等を考慮し、勤務地に応じて支給しているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注4:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画に基づき、人事の活性化と人事配置の適正化を進める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、毎年の人事院勧告を参考として適正な給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格・降格及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇給 (査定分)	勤務成績により昇給区分を5段階に分け、その昇給区分に応じた号級数上位の号給に昇給させることができる。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数又は必要在級年数を有する者は、上位の職務の級に決定することができる。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。(給与法に準拠)
特別昇給	勤務成績の特に良好な職員が、研修の成績が特に良好であることや職務上の功績や業務のための顕著な功労による表彰又は顕彰等を受けたことにより、昇給させることができる。(給与法に準拠)

#### ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

##### 【本給月額及び経過措置額の引下げ】

人事院勧告を参考に、本給表額を平均0.23%引き下げた。  
また、本給の経過措置(平成18年4月1日改正規則による経過措置)を適用されている職員についても、支給額について平均0.49%引き下げた。(H24.4.1)

##### 【若年・中堅層の昇給数の回復】

H24.4.1において36歳未満である職員のうち、H19.1.1～H21.1.1昇給時に昇給数の抑制を受けていた者等について、号給の調整(回復)を行った。(H24.4.1)

##### 【短時間の育児休業取得者の期末手当】

育児休業取得期間が1箇月以下である職員について、期末手当時の在職期間から当該期間を除算しないこととした。(H24.4.1)

##### 【臨床研修手当の一部改正】

臨床研修医に支給する臨床研修手当について、日額制から月額制とした。(H24.4.1)

##### 【役員給与規定の改正】

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、役員報酬及び諸手当について平成24年7月～平成26年3月分を減額支給することとした。(H24.7)

減額率 常勤役員報酬 9.77%、地域手当及び広域異動手当 9.77%

期末特別手当 9.77%

非常勤役員手当(日額) 9.77%

**【職員給与規定の改正】**

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、職員給与及び諸手当について平成24年7月～平成26年3月分を減額支給することとした。(H24.7.1)

本給の減額率は以下のとおり

(1) 支給減額率表1

本給表	対象職員	職務の級又は号給	割合
専門職本給表	すべての者(支給減額率表2に掲げる者を除く)	2級以下	100分の4.77
		3級から6級まで	100分の7.77
		7級以上	100分の9.77
技能職本給表	すべての者(支給減額率表2に掲げる者を除く)	3級以下	100分の4.77
		4級以上	100分の7.77
教育職本給表(一)	すべての者	2級以下	100分の4.77
		3級から4級まで	100分の7.77
		5級以上	100分の9.77
医療職本給表(一)	すべての者(支給減額率表2に掲げる者を除く)	2級以下	100分の4.77
		3級から7級まで	100分の7.77
		8級	100分の9.77
医療職本給表(二)	すべての者(支給減額率表2に掲げる者を除く)	2級以下	100分の4.77
		3級から6級まで	100分の7.77
		7級	100分の9.77
特定職本給表	すべての者	すべての号給	100分の9.77

(2) 支給減額率表2

本給表	対象職員	職務の級又は号給	割合
専門職本給表	医療福祉サポートセンター及び経営企画情報部に所属する職員	2級以下	なし
		3級以上	100分の4
技能職本給表	附属病院に所属する調理師及び医療機器操作員	3級以下	なし
		4級以上	100分の4
医療職本給表(一)	附属病院に所属する職員	2級以下	なし
		3級以上	100分の4
医療職本給表(二)	附属病院に所属する職員	2級以下	なし
		3級以上	100分の4

諸手当関係の減額率は以下のとおり

管理職手当 10%

期末手当, 勤勉手当 9.77%(ただし, 表2に該当する職員は 6.9%)

地域手当及び広域異動手当 当該職員の地域手当額から, 本給, 管理職手当の減額率に応じた額を減じる

**【特殊勤務手当の一部改正】**

教員免許状更新講習業務手当について, 採点業務を行った際にも, 採点対象人数に応じて手当を支給することとした。(H24.7.1)

**【特殊勤務手当の改正】**

手術部に勤務する看護師の処遇改善として, 「手術看護業務手当」を新設した。(H25.2.1)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1505	歳 46.7	千円 6,651	千円 4,958	千円 72	千円 1,693
事務・技術	人 372	歳 45.2	千円 5,332	千円 4,003	千円 91	千円 1,329
教育職種 (大学教員)	人 740	歳 49.6	千円 7,951	千円 5,889	千円 62	千円 2,062
医療職種 (病院看護師)	人 255	歳 42.0	千円 5,216	千円 3,932	千円 67	千円 1,284
技能・労務職種	人 15	歳 49.4	千円 4,998	千円 3,783	千円 78	千円 1,215
教育職種 (附属高校教員)	人 23	歳 42.2	千円 6,889	千円 5,187	千円 80	千円 1,702
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 36	歳 39.4	千円 6,250	千円 4,721	千円 78	千円 1,529
医療職種 (病院医療技術職員)	人 61	歳 46.2	千円 5,564	千円 4,173	千円 77	千円 1,391
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳 47.5	千円 5,257	千円 3,942	千円 25	千円 1,315

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員については該当者がいないため省略した。

注3:常勤職員の医療職種(病院医師)については該当者がいないため省略した。

注4:常勤職員の技能・労務職種とは調理師等である。

注5:常勤職員の教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校の教育職員である。

注6:常勤職員の教育職種(附属義務教育学校教員)には、附属幼稚園の教育職員を含む。

注7:常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)とは、附属病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師等である。

注8:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)とは、附属病院以外に勤務する臨床心理士である。

注9:常勤職員のその他医療職種(看護師)とは、附属病院以外に勤務する看護師である。

注10:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再任用職員	人 3	歳 63.2	千円 3,698	千円 3,698	千円 157	千円 0
事務・技術	人 3	歳 63.2	千円 3,698	千円 3,698	千円 157	千円 0

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
非常勤職員	人 317	歳 30.5	千円 3,695	千円 2,933	千円 61	千円 762
事務・技術	人 28	歳 44.8	千円 2,808	千円 2,112	千円 77	千円 696
教育職種 (大学教員)	人 22	歳 43.2	千円 5,258	千円 4,281	千円 49	千円 977
医療職種 (病院医師)	人 34	歳 31.8	千円 3,099	千円 3,099	千円 49	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 200	歳 26.8	千円 3,713	千円 2,858	千円 60	千円 855
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 32	歳 30.4	千円 3,912	千円 3,015	千円 79	千円 897

注1:非常勤職員の技能・労務職種とは技能補佐員(医療機器操作員)である。

注2:非常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)とは、技術補佐員(薬剤師)、技術補佐員(診療放射線技師)等である。

注3:非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

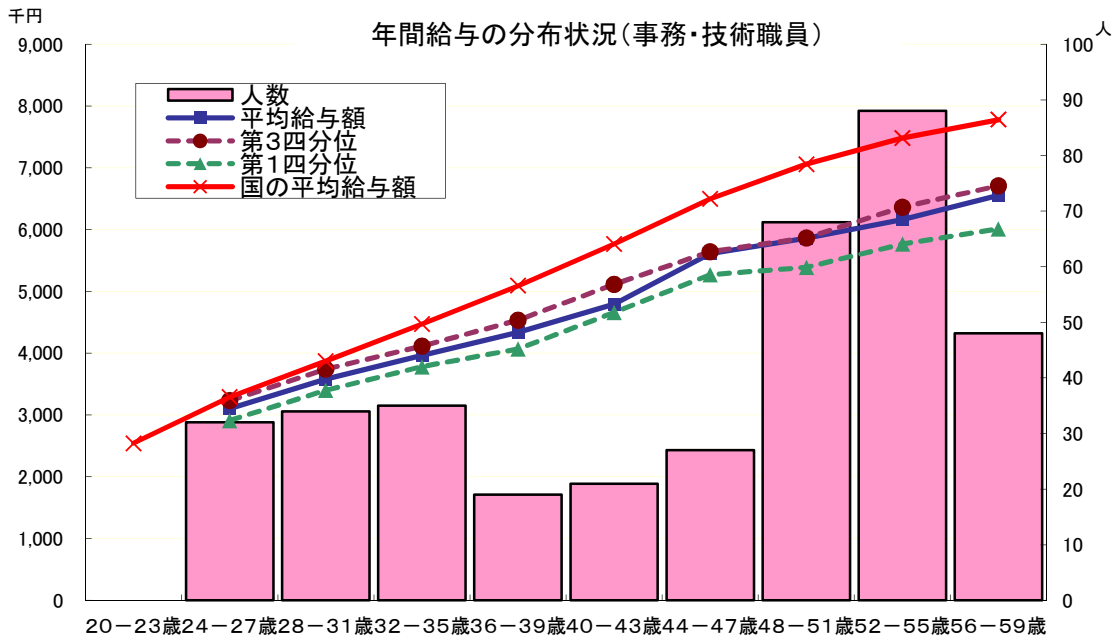
#### 【年俸制職員】

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
任期付職員	人 6	歳 46.2	千円 7,193	千円 7,193	千円 37	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 46.2	千円 7,193	千円 7,193	千円 37	千円 0
非常勤職員	人 17	歳 40.6	千円 5,350	千円 5,350	千円 63	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 17	歳 40.6	千円 5,350	千円 5,350	千円 63	千円 0

注1:任期付職員の教育職種とは、常勤の特命教員である。

注1:非常勤職員の教育職種とは、非常勤の特命教員である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	5	55.3	9,017	9,079	9,427		
グループ長	29	54.3	6,992	7,365	7,710		
主幹	46	54.2	5,990	6,235	6,421		
主査	149	51.0	5,391	5,669	5,934		
主任	54	40.5	4,056	4,553	5,115		
事務職員	89	30.1	3,216	3,522	3,762		

注1:本法人は課制でないため、「グループ長」を課長相当職として掲げている。

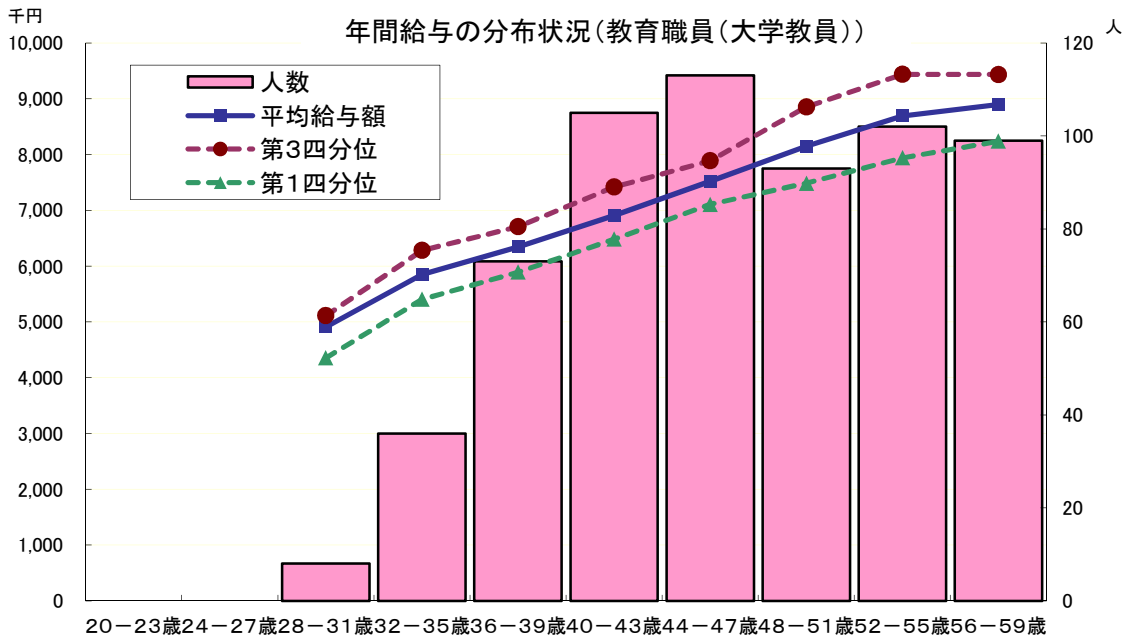
注2:本法人は課制でないため、「主幹」を課長補佐相当職として掲げている。

また、主幹には、「技術専門員」を含む。

注3:本法人は係制でないため、「主査」を係長相当職として掲げている。

また、主査には、「技術専門職員」を含む。

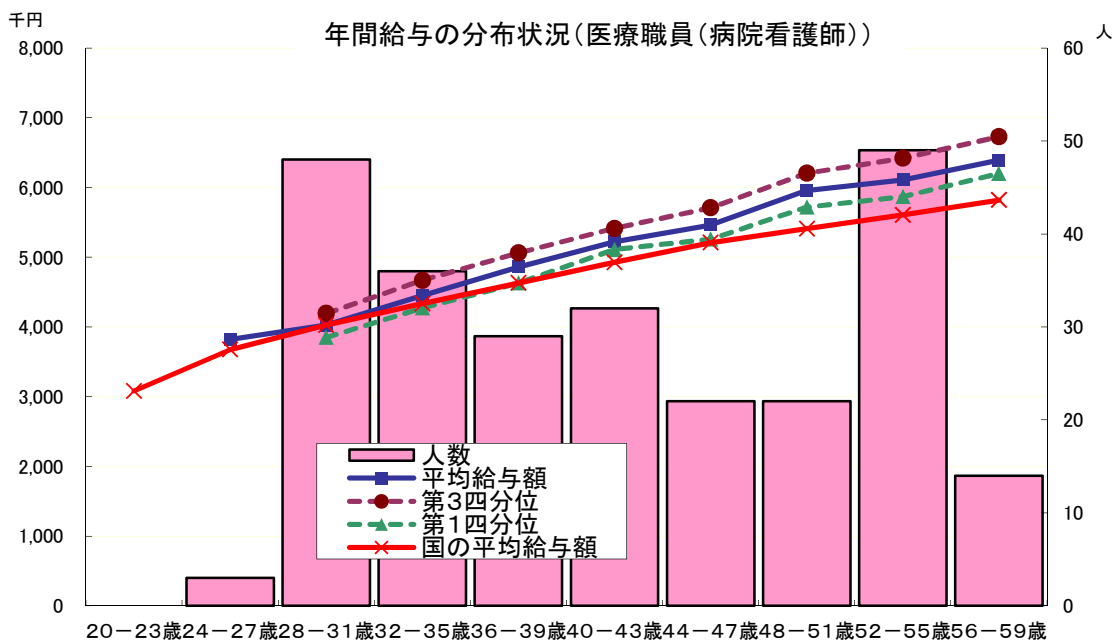
注4:事務職員には「技術職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	307	56.0	8,575	9,186	9,628
准教授	228	47.5	7,106	7,517	7,965
講師	61	45.7	6,617	7,022	7,482
助教	133	40.5	5,670	6,098	6,500
助手	11	50.4	5,680	5,853	6,414





(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
看護部長	1	-	-	-	-	-
副看護部長	2	-	-	-	6,624	-
看護師長	23	53.5	6,385	6,468	6,468	6,674
副看護師長	50	50.2	5,823	5,909	5,909	6,157
看護師	179	38.1	4,191	4,742	4,742	5,260

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については表示していない。

注2:副看護部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:看護師には、看護師相当職である「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	グループ長
人員(割合)	372人	人 ( )%	人 ( )%	人 ( )%	4人 ( 1.1%)	13人 ( 3.5%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	59～49歳	59～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	7,541～6,636千円	6,796～5,351千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	10,078～9,017千円	8,919～7,190千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		グループ長	主幹	主査	主任	事務職員
人員(割合)		33人 ( 8.9%)	74人 ( 19.9%)	143人 ( 38.4%)	78人 ( 21.0%)	27人 ( 7.3%)
年齢(最高～最低)		59～48歳	59～47歳	58～35歳	54～27歳	27～24歳
所定内給与年額(最高～最低)		6,097～4,342千円	5,071～4,161千円	4,713～2,698千円	3,863～2,347千円	2,976～2,134千円
年間給与額(最高～最低)		7,840～5,947千円	6,766～5,649千円	6,180～3,614千円	5,062～3,092千円	3,819～2,810千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	740人	人 ( )%	307人 ( 41.5%)	228人 ( 30.8%)	61人 ( 8.2%)	141人 ( 19.1%)	3人 ( 0.4%)
年齢(最高～最低)		歳	64～39歳	64～33歳	61～32歳	64～29歳	58～29歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	8,958～5,267千円	6,667～4,132千円	6,067～4,084千円	5,918～3,752千円	4,270～2,873千円
年間給与額(最高～最低)		千円	12,312～7,310千円	9,005～5,588千円	8,009～5,521千円	7,273～4,840千円	5,680～3,784千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長
人員 (割合)	255人 ( )	1人 ( 0.4%)	2人 ( 0.8%)	23人 ( 9.0%)	50人 ( 19.6%)	
年齢(最高～最低)					59～40歳	58～35歳
所定内給与年額(最高～最低)					5,079～4,078千円	4,965～3,680千円
年間給与額(最高～最低)					6,942～5,542千円	6,618～4,743千円

区分	計	2級	1級
標準的な職位		看護師 助産師	准看護師
人員 (割合)	179人 ( 70.2%)		
年齢(最高～最低)		59～26歳	
所定内給与年額(最高～最低)		4,674～2,739千円	
年間給与額(最高～最低)		6,218～3,611千円	

注:6級の該当者が1人及び5級の該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.3%	65.1%	63.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.7%	34.9%	36.3%
	最高～最低	52.9～33.2%	46.2～30.5%	47.9～32.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.1%	66.8%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9%	33.2%	34.5%
	最高～最低	42.4～30.7%	39.6～29.5%	39.7～30.9%

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 64.1	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 35.9	% 36.9
	最高～最低	% 49.6～33.5	% 49.0～30.9	% 48.0～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 49.1～31.9	% 45.6～29.5	% 47.4～30.7

## (医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 65.8	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 34.2	% 35.5
	最高～最低	% 42.4～32.5	% 39.6～30.1	% 39.1～31.3

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

## ⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

94.6

## (教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

95.2

## (医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

105.7

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

97.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 84.8		
	参考	地域勘案	90.9
		学歴勘案	84.9
		地域・学歴勘案	91.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.72% (国からの財政支出額 15,197,831千円、支出予算の総額 40,286,807千円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 国の給与水準を超えていないことから、適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	今後も人事院給与勧告等を参考に、引き続き適正な給与水準を維持するよう努めることとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 105.7		
	参考	地域勘案	104.8
		学歴勘案	105.0
		地域・学歴勘案	105.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対して、本学病院看護師の学歴が高い(大学卒業以上の割合 国:3.88% 本学:40%)であること及び本学に准看護師が在籍しておらず(国:10.58%),その結果、高い級の割合が多くなっていることが主な要因と考えられる。(国の数字は、人事院給与局「平成24年国家公務員給与等実態調査」による。)		
	【大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 37.72% (国からの財政支出額 15,197,831千円、支出予算の総額 40,286,807千円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 全国国立大学法人等に対する指数が100を超えておらず、適切であると考え。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	今後も人事院給与勧告等を参考に、引き続き適正な給与水準を維持するよう努めることとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.1

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,187,512	12,942,853	△ 755,341	(△ 5.8)	△ 791,575	(△ 6.1)
退職手当支給額 (B)	1,446,547	1,074,301	372,246	(34.7)	305,545	(26.8)
非常勤役職員等給与 (C)	3,909,426	3,491,767	417,659	(12.0)	792,724	(25.4)
福利厚生費 (D)	2,082,286	2,072,071	10,215	(0.5)	130,277	(6.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	19,625,773	19,580,994	44,779	(0.2)	436,973	(2.3)

注：当年度の「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」は、承継職員等に係る支給額を示しており、賞与及び退職給付の引当金は計上せず、承継職員以外の職員の給与、報酬等、退職手当支給額は「非常勤役職員等給与」に含めている。

また、「非常勤役職員等給与」については、受託研究費、受託事業費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含めている。

以上のことから、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における「報酬又は給与」及び「退職給付」の支給額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」について

・特例減額措置実施による影響

特例減額措置を行わなかった場合の試算額 12,756,319 千円

実支給総額との差額 568,807 千円(△4.4%)

・前年度との比較

特例減額措置及び計画的人員削減等により、前年度から5.8%の減となった。

また、特例減額措置を行わなかった場合、前年度から1.5%減となった。

「最広義人件費」について

・特例減額措置実施による影響

「非常勤役職員等給与」について、特例減額措置を行わなかった場合の試算額

3,932,073 千円

実支給総額との差額

22,647 千円(△0.05%)

・国家公務員の退職手当の支給水準引き下げに基づく支給率の見直しによる影響

「退職手当支給額」について、見直しを行わなかった場合の試算額

1,509,935 千円

実支給総額との差額

63,388 千円(△4.1%)

・前年度との比較

退職者数の増加による「退職手当支給額」の増加(34.7%), 競争的外部資金等での雇用及び医療体制の充実に伴う医療従事職員の雇用増加による, 「非常勤役職員等給与」の増加(12.0%)のため, 「最広義人件費」については, 0.2%の増となった。

なお, 「退職手当支給額」について, 見直しを実施しなかった場合の前年度比は, 40.6%増, 「非常勤役職員等給与」について, 給与の特例減額措置及び退職手当支給率の見直しを実施しなかった場合の前年度比は, 12.6%増となった。

#### IV 法人が必要と認める事項

##### 【役職員退職手当規程の改正】

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき, 平成25年2月から退職手当の支給率を見直した。

##### 役員退職手当

退職手当の基本額の計算の際に, 支給割合に98/100を乗じた額を支給率とする。

##### 職員退職手当

退職手当の基本額の計算の際に, 勤続期間に応じた支給割合に98/100を乗じた額を支給率とする。